

# 上下水道局からの お知らせです



【菅瀬ダム】



平成28年9月請求分から

## 水道料金が変わります

平素より、上下水道事業に対しましてご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、全国的に水道施設の老朽化に伴う漏水事故が社会問題となっていますが、本市においても老朽管の漏水事故が近年約450件/年発生しており、安全でおいしい水を安定的に供給するためにも水道管路の更新が緊急の課題となっています。そこで今後5年間で約30kmの管路更新を計画しています。

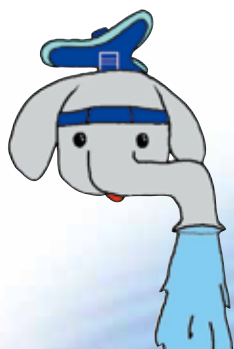
これまで、組織の見直しや漏水対策による有収率の向上など、コスト削減に努めて参りましたが、管路の更新には多額の事業費を要するため今回、料金改定に踏み切らざるをえませんでした。

今後とも、より一層のコスト削減を進めて効率的な企業経営に努めて参りますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### 漏水の現状

平成19年度から平成26年度までの漏水状況を調査したところ、塩化ビニール管の破損による漏水が約7割でした。この塩化ビニール管は軽量で施工性が良く耐食性にも優れて安価ですが、反面水圧の変動や大型車両等の通行による外圧を受けやすく、漏水事故につながる事が多くなっています。

このため、外圧にも強く耐食性に優れている高密度ポリエチレン管などに更新していきます。



損傷した管です。  
1時間に30m<sup>3</sup>の水が  
漏れていました!



漏水した塩化ビニール管の損傷状況  
(口径100mm)



高密度ポリエチレン管  
(主に口径100mm以下に使用)



ダクタイル鋳鉄管・GX管  
(主に口径150mm以上に使用)

高密度ポリエチレン管は、柔軟性があり地震にも強いんだって!ダクタイル鋳鉄管は、より強度があって主な幹線に使用するんだね!



# 料金改定のポイント

※下水道使用料の改定はありません。

メーター器の口径ごとの基本料金と使用水量1m<sup>3</sup>あたりの従量料金をそれぞれ改定します。

## 【基本料金】

(税込)

メーター器口径	改定前	改定後	差額 (値上げ額)
13mm	864円	928円80銭	64円80銭
20mm	1,296円	1,393円20銭	97円20銭
25mm	2,484円	2,678円40銭	194円40銭
30mm	4,320円	4,665円60銭	345円60銭
40mm	7,560円	8,164円80銭	604円80銭
50mm	15,120円	16,329円60銭	1,209円60銭
75mm	31,320円	33,825円60銭	2,505円60銭
100mm	54,000円	58,320円	4,320円
150mm	124,200円	134,136円	9,936円

※メーター器口径は、13mmが全体の92%を占めています。

## 【従量料金】 各1m<sup>3</sup>当り

(税込)

使用水量	改定前	改定後	差額 (値上げ額)
1m <sup>3</sup> ~10m <sup>3</sup>	70円20銭	75円60銭	5円40銭
11m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup>	199円80銭	214円92銭	15円12銭
31m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>	226円80銭	244円8銭	17円28銭
51m <sup>3</sup> 以上	248円40銭	267円84銭	19円44銭

## 【平均改定率】

改定率は、大村市上下水道事業中期経営計画等を踏まえ、今後5年間の財政計画を基に算定しました。平均改定率は7.68%です。

## 【実施時期】

平成28年7月使用分(9月請求分)から適用します。



【計算例】 1か月20m<sup>3</sup>使用した場合の料金(メーター器口径13mmの場合/税込)

【水道料金】 口径別基本料金 + 従量料金 = 水道料金  
 928円80銭 + 75円60銭×10m<sup>3</sup> (1m<sup>3</sup>~10m<sup>3</sup>まで 75円60銭)  
 + 214円92銭×10m<sup>3</sup> (11m<sup>3</sup>~30m<sup>3</sup>まで214円92銭)  
 = 3,834円 ㊦ (円未満切捨て)

【下水道使用料】 改定なし 3,056円 ㊧

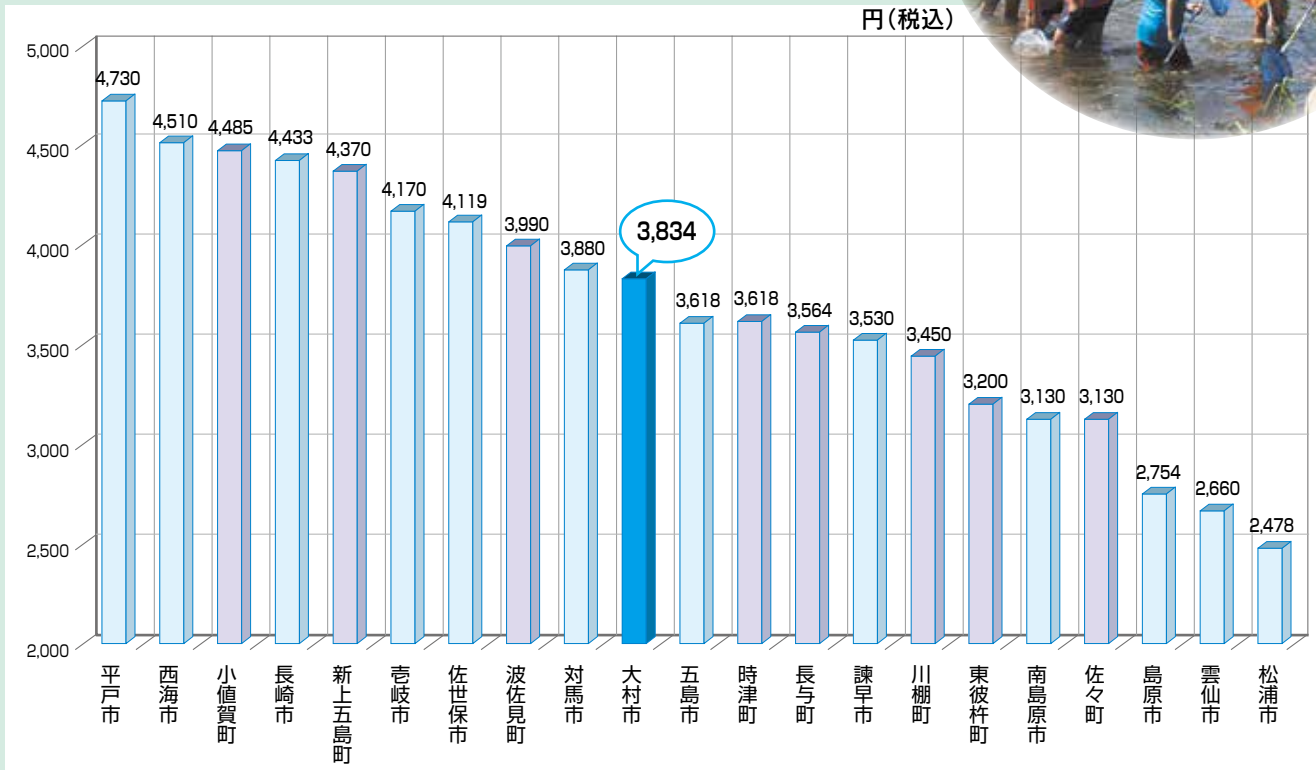
1か月分上下水道料金 ㊦ + ㊧ = 6,890円  
 口座割引適用の場合(50円割引) 6,840円 となります。

# 水道料金を県内で比べると 次のようになります。

水道料金は水源の種類や水質、地形、人口密度などにより市町ごとに異なります。



■メーター器口径13mm、1か月20m<sup>3</sup>使用の場合



■メーター器口径13mmの新料金(5m<sup>3</sup>ごと)

円(税込)

月使用 水量m <sup>3</sup>	水道料金				下水道使用料 改定なし ②	合計 ①+②
	旧料金	新料金 ①	差額	改定率		
0	864	928	64	7.41%	680	1,608
5	1,215	1,306	91	7.49%	1,058	2,364
10	1,566	1,684	118	7.54%	1,436	3,120
15	2,565	2,759	194	7.56%	2,246	5,005
20	3,564	3,834	270	7.58%	3,056	6,890
25	4,563	4,908	345	7.56%	3,866	8,774
30	5,562	5,983	421	7.57%	4,676	10,659
35	6,696	7,203	507	7.57%	5,648	12,851
40	7,830	8,424	594	7.59%	6,620	15,044
45	8,964	9,644	680	7.59%	7,592	17,236
50	10,098	10,864	766	7.59%	8,564	19,428



【水道料金改定に関する問い合わせ】

- 大村市上下水道局 業務課 総務グループ  
電話 0957-53-1116(平日8時30分から17時15分)
- 大村市上下水道局料金センター【受託会社 フジ地中情報(株)】  
電話 0957-53-1111(平日8時30分から18時)